

『図解 一発で通す！確認申請』訂正とお詫び

本書に以下の誤りがございました。読者の皆様にお詫び申し上げますとともに、以下に訂正させていただきます。(学芸出版社編集部)

■107 頁表 1 灰色の部分に誤りがありましたので、以下のように訂正いたします。

表 1 防火区画の設置が必要な部分 (令 112 条)

	防火区画を必要とする建築物 (令 112 条)	適用条項	区画部分	区画の構造	緩和措置・特例措置	
面積区画	耐火建築物 (延べ面積 1500㎡超)	1 項	≦1500㎡以内ごと	(耐火建築物)	・用途上やむを得ないもの (劇場等の客席、体育館、工場) 義務準耐火では、内装材を準不燃材料とした体育館、工場に限る ・階段、昇降路部分を準耐火構造の床、壁、特定防火設備で区画したものに限る	
	準耐火建築物 下記以外 (延べ面積 1500㎡超)	3 項	≦1000㎡以内ごと	耐火構造の床・壁 ・特定防火設備 (準耐火建築物)		
	法 27 条、主要構造部を 60 分準耐火構造としたもの 法 62 条の規定による (イ-1)、又は、不燃構造 (ロ-2) で 1000㎡超 義務準耐火建築物			耐火構造、又は、準耐火構造の床・壁 ・特定防火設備		
	主要構造部を 45 分準耐火構造としたもの (イ-2)、又は、外壁耐火構造 (ロ-1) としたもので 500㎡超	2 項	≦ 500㎡以内ごと 防火上主要な間仕切壁	準耐火構造以上		
高層区画	11 階以上の部分の区画 (各階の床面積 100㎡以上)	内装は下地共不燃材	7 項	≦ 500㎡以内ごと	耐火構造の床・壁 ・特定防火設備	・階段室、昇降路、廊下等の部分を準耐火構造の床、壁、特定防火設備で区画したものに限る
		内装は下地共準不燃材	6 項	≦ 200㎡以内ごと	耐火構造の床・壁 ・防火設備	
		上記以外	5 項	≦ 100㎡以内ごと	耐火構造の床・壁 ・防火設備	
縦穴区画	耐火建築物、又は、主要構造部を準耐火構造とした準耐火建築物で、地階、又は、3 階以上の階に居室を有するもの	9 項	メソネット住戸、吹抜き部分、階段、昇降機の昇降路、ダクトスペース等の縦穴部分	耐火構造以上の床、壁 ・防火設備 (遮煙性能)	避難階とその直上階、直下階とのみ通ずる吹抜き、階段等の部分で内装が下地共不燃材料であるものに限る ・階数が 3 以下、延べ面積 200㎡以内の住宅の吹抜き、階段等の部分	
異種用途	建築物の一部が法 24 条の特殊建築物である部分 (木造の学校等の特殊建築物)	12 項	その用途部分相互間、及び、その他の部分	準耐火構造の床、壁 ・防火設備 (遮煙性能)	主たる用途と従属的用途の関係で、自動車車庫、倉庫などの用途以外は一定の条件を満たす場合に区画を免除されることがある	
	建築物の一部が法 27 条の特殊建築物である部分	13 項		準耐火構造の床、壁 ・特定防火設備 (遮煙性能)		

注 1) 耐火建築物の主要構造部には「耐火構造」が必要となる。

注 2) 面積区画、及び、高層区画では、スプリンクラー設備、又は、その他の自動式消火設備を設けた部分の床面積の 1/2 を控除してよい。

注 3) 縦穴区画で用途上区画できない劇場等では天井、壁の内装を下地共準不燃材料とすること。

注 4) 上記の特定防火設備ならびに防火設備は、常時閉鎖式防火戸、又は、煙感知自動閉鎖式防火戸とし、遮炎性能を有するものとする。(令 112 条 14 項 2 号)